

茨城県報 第5115号

昭和39年 2 月26日

水 曜 日

(明治35年 3 月17日)
(第三種郵便物認可)

目 次

規 則

◎事業主の行なう再訓練等の援助に関する規則.....1

告 示

◎土地改良換地計画の認可.....6

◎道路の区域の変更(4件).....6

◎道路の供用の開始(4件).....8

◎家畜人工授精講習会の開催.....9

◎旅行あつ旋業者の変更登録.....9

◎旅行あつ旋業者の更新登録.....10

◎旅行あつ旋業者の登録.....10

◎解除予定の保安林(2件).....11

◎建築基準道路の指定(4件).....12

規 則

茨城県規則第4号

事業主の行なう再訓練等の援助に関する規則を次のように定める。

昭和39年 2 月26日

茨城県知事 岩 上 二 郎

事業主の行なう再訓練等の援助に関する規則

監督者訓練の援助に関する規則(昭和37年茨城県規則第21号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 職業訓練法(昭和33年法律第133号)第20条の規定により、事業主が行なう技能労働者に対する追加訓練、再訓練又は職長訓練その他の労働者の指導監督に関する訓練(以下「再訓練等」という。)の援助に関しては、この規則に定めるところによる。

(援助の対象)

第2条 再訓練等の援助は、次の各号に掲げる訓練の区分により行なうものとする。

- (1) 技能労働者に対して職種別に基礎的及び専門的な知識技能を総合的に与える訓練(以下「職種別総合訓練」という。)を行なうとき。
- (2) 技能労働者に対して、科目別に基礎的または専門的知識技能を与える訓練(以下「科目別訓

練」という。）を行なうとき。

- (3) 技能労働者に対して、相互研究により生産管理に必要な知識技能を与える訓練（以下「相互啓発訓練」という。）を行なうとき。
- (4) 監督者に対する仕事の教え方、作業改善の仕方、又は人の扱い方についての基礎技能を習得させるための訓練（以下「監督者訓練」という。）を行なうとき。
- (5) 監督者訓練を行なう者の養成訓練（以下「監督者訓練員養成訓練」という。）を行なうとき。
- (6) 監督者訓練を受けた者に対する追指導訓練（以下「追指導訓練」という。）を行なうとき。
- (7) 追指導訓練を行なう者の養成訓練（以下「追指導担当者訓練」という。）を行なうとき。
- (8) 追指導担当者の行なう者の養成訓練（以下「追指導員訓練」という。）を行なうとき。
- (9) 訓練計画の立案及びその実施の統制に当たる者の訓練（以下「訓練計画の進め方訓練」という。）を行なうとき。
- (10) 前号の訓練を行なう者の養成訓練（以下「訓練計画の進め方指導員訓練」という。）を行なうとき。
- (11) 第4号の訓練を修了した者に対し生産を阻害する問題の分析及び解決方策の発見に必要な技能を修得させるための訓練（以下「問題解決の仕方訓練」という。）を行なうとき。
- (12) 職業訓練指導員免許を受けた者で公共職業訓練又は認定職業訓練を担当する者の訓練（以下「職業訓練指導員の訓練」という。）を行なうとき。

（援助の方法）

第3条 再訓練等の援助は、次の各号に掲げる方法により行なうものとする。

- (1) 特別に訓練された職業訓練指導員（以下「特別職業訓練指導員」という。）の派遣
- (2) 教科書、教材その他訓練等に必要な資料の提供
- (3) 事業主の委託を受けて県が自ら訓練を行なうこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な便益の提供

（援助の申請）

第4条 再訓練等の援助を受けようとする事業主は、次の各号に定める申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 前条第1号に掲げる援助を受けようとする場合は、特別職業訓練指導員派遣申請書（様式第1号）
- (2) 前条第2号に掲げる援助を受けようとする場合は、再訓練等資料交付申請書（様式第2号）
- (3) 前条第3号に掲げる援助を受けようとする場合は、再訓練等委託申請書（様式第3号）

第5条 知事は、前条の申請書を受理したときは、すみやかに援助するかどうかを決定し、その旨を当該申請者に通知する。

（修了証）

第6条 知事は、再訓練等の援助を受けた再訓練等（第2条第5号及び第9号に掲げる訓練を除く。）を修了した者に対し、修了証（様式第4号）を交付する。

(技能証明書)

第7条 知事は、県が派遣した特別職業訓練指導員が行なつた第2条第5号及び第9号に規定する訓練並びに県が委託を受けて実施したそれらの訓練を受け成績が良好であつた者に対し技能証明書(様式第5号)を交付する。

(費用の負担)

第8条 再訓練等の援助を受ける事業主は、別表に定める訓練料を県に納付しなければならない。

2 前項に規定する訓練料は、前納とする。

3 前納された訓練料は県の都合により特別職業訓練指導員の派遣を取り止めたときのほかは返還しない。

4 再訓練等の訓練を県に委託する事業主は、茨城県職業訓練料徴収条例(昭和34年茨城県条例第18号)第1条に定める訓練料を納付しなければならない。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和39年2月1日から適用する。

様式第1号

特別職業訓練指導員派遣申請書

年 月 日

茨城県知事 岩 上 二 郎 殿

申請者 事業所の所在地

事業所の名称及び

事業主の氏名

印

次のとおり訓練を行ないたいので、特別職業訓練指導員を派遣されるよう申請します。

訓練実施 事業場名				所在地及び 電話番号			
事業の種類				おもな 生産品			
訓練実施 予定年月日	年	月	日から	訓練関係 責任者名			
	年	月	日まで				
訓練の種類	規則第2条第 号			訓練項目			
従業員数	役員	職員	工員	計	監督者の数計		
					1	2	3
訓練を受ける者	氏 名	生年月日	最終学歴	現 職	監督者の 経 験 年 数		

様式第2号

再訓練等資料交付申請書

年 月 日

茨城県知事 岩 上 二 郎 殿

申請者 事業所の所在地

事業所の名称及び

事業主の氏名

印

次のとおり訓練を行ないたいので、訓練上必要な資料を提供して下さるよう申請いたします。

訓練実施 事業場名		所在地及び 電話番号	
訓練の種類	規則第2条第 号	訓練項目	
必要資料名		必要資料の 数 量	
訓練受講 人 員		監 督 者 訓練員名	
資料送付先			

様式第3号

再訓練等委託申請書

年 月 日

茨城県知事 岩 上 二 郎 殿

申請者 事業所の所在地

事業所の名称及び

事業主の氏名

印

再訓練等を委託したいので申請します。

訓練委託 事業場名					所在地及び 電話番号			
事業の種類					おもな 生産品			
訓練委託 希望年月日					訓練関係 責任者名			
訓練の種類	規則第2条第 号				訓練項目			
従業員数	役員	職員	工員	計	監 督 者 の 数			
					1	2	3	計
訓練を受ける者	氏 名	生年月日	最終学歴	現 職	監督者の 経験年数			

(第三種郵便物認可)

様式第4号

第 号

修了証書

氏 名

年 月 日生

訓練の種類

上記の訓練について所定の課程を修了したことを証明します

年 月 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

様式第5号

第 号

技能証明書

所属事業所名

氏 名

年 月 日生

訓練の種類

上記の訓練項目について監督者訓練員としての技能を有することを証明します。

年 月 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

別表

再訓練等の訓練料

援助の対象となる訓練	負 担 額				
	職員が出向く時		県が行なう時		
職 種 別 総 合 訓 練			訓練を受ける者1人につき	2,500	
科 目 別 訓 練			〃	850	
相 互 啓 発 訓 練			〃	1,500	
監 督 者 訓 練	一課程につき	4,000	〃	400	
監督者訓練員養成訓練	〃	34,000	〃	3,700	
追 指 導 訓 練	〃	800			
追 指 導 担 当 者 訓 練	〃	800			
追 指 導 員 訓 練	〃	4,500			
訓練計画の進め方訓練	〃	9,500	〃	800	
訓練計画の進め方指導員訓練	〃	6,000	〃	500	
問題解決の仕方訓練	〃	8,000	〃	800	
職業訓練指導員の訓練	〃		〃	600	

告 示

茨城県告示第251号

昭和38年12月23日付で協和村長大島久重から申請のあつた協和村営西の内地区の換地計画認可申請については、昭和39年 2 月26日認可したから土地改良法第96条の 3 において準用する同法第52条第 8 項の規定によつて公示する。

昭和39年 2 月26日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第252号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は昭和39年 2 月26日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和39年 2 月26日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 飯 岡 石 岡 線
- 3 道路の区域

区 間	旧 新	敷地の幅員	延 長	摘 要
石岡市三村大字5760の 1 番地 先から	旧	メートル 5.4 } 6.6	メートル 175.0	
石岡市大字三村5785の 3 番地 先まで	新	5.4 } 16.0	178.0	

茨城県告示第253号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は昭和39年 2 月26日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和39年 2 月26日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 下 館 石 岡 線
- 3 道路の区域

区 間	旧 新	敷地の幅員	延 長	摘 要
石岡市大字石岡9601番地先から	旧	メートル 5.0 } 12.0	メートル 863.0	
石岡市大字石岡8880番地先まで	新	8.0 } 11.5	860.0	

茨城県告示第254号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は昭和39年 2 月26日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和39年 2 月26日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 小 巻 取 手 線
- 3 道路の区域

区 間	旧 新	敷地の幅員	延 長	摘 要
稲敷郡河内村大字源清田字広田1071の1番地先から 北相馬郡取手町大字堤外見場1014番地先まで	旧	メートル 3.0 } 26.0	メートル 18,863.6	旧1級国道6号線の一部、北相馬郡取手町大字堤外見場1014番地先から北相馬郡取手町新町1542番地先まで
稲敷郡河内村大字源清田字広田1071の1番地先から 北相馬郡取手町新町1542番地先まで	新	3.0 } 26.0	20,567.6	延長1,704メートルを県道小巻取手線の区域に加える。

茨城県告示第255号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は昭和39年 2 月26日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和39年 2 月26日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 日 立 勿 来 線
- 3 道路の区域

区 間	旧 新	敷地の幅員	延 長	摘 要
日立市小木津町2615番地先から 多費郡十王町大字友部字古館 516の3番地先まで	旧	メートル 3.1 } 10.0	メートル 3,444.0	
日立市小木津町3410の1番地 先から 多賀郡十王町大字友部字古館 516の3番地先まで	新	8.4 } 36.0	4,420.0	

茨城県告示第256号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始した。

その関係図面は、昭和39年2月26日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和39年2月26日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 飯 岡 石 岡
- 2 供用開始の区間 石岡市大字三村5,760の1番地先から
石岡市大字三村5,785の3番地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和39年2月26日

茨城県告示第257号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始した。

その関係図面は、昭和39年2月26日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和39年2月26日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 下 館 石 岡 線
- 2 供用開始の区間 石岡市大字石岡9,601番地先から
石岡市大字石岡8,880番地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和39年2月26日

茨城県告示第258号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始した。

その関係図面は、昭和39年 2 月 26 日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和39年 2 月 26 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 小 巻 取 手 線
- 2 供用開始の区間 北相馬郡取手町大字堤外見場1, 014番地先から
北相馬郡取手町新町1, 542番地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和39年 2 月 26 日

茨城県告示第259号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始した。

その関係図面は、昭和39年 2 月 26 日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和39年 2 月 26 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 日 立 勿 来 線
- 2 供用開始の区間 日立市小木津町3, 410の 1 番地先から
多賀郡十王町大字友部字古館516の3番地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和39年 2 月 26 日

茨城県告示第260号

茨城県家畜改良増殖法施行細則第 2 条第 2 項の規定に基づき家畜人工授精講習会を下記のとおり開催する。

昭和39年 2 月 26 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

- 1 開催の場所 茨城県西茨城郡友部町
茨城県畜産試験場
- 2 期 日 昭和39年 3 月 13 日から 3 月 22 日まで 10 日間
- 3 家畜の種類 豚
- 4 受講資格 受講者は県が開催した豚中期研修の講習課程を終了したものに限る。

茨城県告示第261号

下記の者を旅行あつ旋業法（昭和27年法律第239号）第 8 条第 1 項及び同法施行令（昭和27年政令第416号）第 3 条の規定により 2 月 22 付で邦人旅行あつ旋業者登録簿に変更登録した。

昭和39年 2 月 26 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

1 申請者の登録番号

茨城県知事登録邦人第76号

2 申請者の氏名及び位置

富 山 栄 筑波郡伊奈村高岡339番地

3 変更登録事項

新 1 名 称

常 陽 観 光 社

2 営業所の所在地

筑波郡伊奈村小張2655の1

旧 1 名 称

常 陽 観 光 会

2 営業所の所在地

筑波郡伊奈村高岡339番地

茨城県告示第262号

旅行あつ旋業法(昭和27年法律第239号)第6条の3第1項及び同法施行令(昭和27年政令第416号)第3条の規定により2月2日付で下記のとおり旅行あつ旋業者登録簿に更新登録した。

昭和39年2月26日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

茨城県知事登録邦人第112号

1 営業所または代理店の名称および位置

高 木 観 光 社 水海道市橋本町3570番地

2 商 号

高 木 観 光 社

3 申請者の氏名または名称および位置

高 木 うめの 水海道市橋本町3570番地

茨城県告示第263号

下記の者を旅行あつ旋業法(昭和27年法律第239号)第5条第1項及び同法施行令(昭和27年政令第416号)第3条の規定により2月22日付で邦人旅行あつ旋業者登録簿に登録した。

昭和39年2月26日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

茨城県知事登録邦人第121号

- 1 旅行あつ旋業の種別
邦人旅行あつ旋業
- 2 営業所または代理店の名称および位置
勝 山 観 光 社 東茨城郡茨城町海老沢134の1
- 3 商 号
勝 山 観 光 社
- 4 申請者の氏名または名称および位置
勝 山 勲 東茨城郡茨城町海老沢134の1

茨城県告示第264号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知をうけたから森林法（昭和26年法律第 249 号）第30条の規定により告示する。

昭和39年 2 月 26 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 解除予定保安林の所在場所
茨城県高萩市大字赤浜字大久保364番（国有林）
（「次の図」に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
潮 害 の 防 備
- 3 解 除 の 理 由
市立暮地公園敷地とするため
（「次の図」は省略し、その図面を茨城県庁及び高萩市役所に備え置いて縦覧に供する。）

茨城県告示第265号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知をうけたから森林法（昭和36年法律第 249 号）第30条の規定により告示する。

昭和39年 2 月 26 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 解除予定保安林の所在場所
茨城県北茨城市中郷町下桜井字南砂山969番の4（国有林）
（「次の図」に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
潮 害 の 防 備
- 3 解 除 の 理 由
指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を茨城県庁及び北茨城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

茨城県告示第266号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和39年2月26日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和39年2月26日

指 定 の 位 置 日立市大沼町字上ノ台213の7, 217の1, 217の4

道路の幅員及び長さ 幅員 4 m

延長 128.5m

茨城県告示第267号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和39年2月26日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和39年2月26日

指 定 の 位 置 土浦市大字中貫字稲荷山666～10

道路の幅員及び長さ 幅員 4 m

延長 86.5m

茨城県告示第268号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和39年2月26日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和39年2月26日

指 定 の 位 置 古河市大字古河字鹿養道南738～9

道路の幅員及び長さ 幅員 4 m

延長 72.08m

茨城県告示第269号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和39年2月26日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和39年2月26日

指 定 の 位 置 水戸市見和町268～3, 266～4

道路の幅員及び長さ 幅員 4 m

延長 64m

◀ 県政の総覧 県民の六法 ▶

≡ 茨 城 県 報 ≡

茨城県の行政機構・財政・農林・水産・商工・観光・土木・衛生・労働
公安・教育・文化・民生等あらゆる行政にわたる県民の権利・自由、
もしくは利害に直接間接関係のある条例・規則・告示・公告等はい
ずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のた
め必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの
県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，総務部学事文書課あてお申し込み下さい。
購読料は，送料とも1ヵ月100円であります。

毎週月・水・金曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 1 0 0 円）

茨城県水戸市北三ノ丸119番地

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所